

筑波教育学研究

第 12 号

2014年3月

筑波大学教育学会

目 次

〈筑波大学教育学会第11回大会公開シンポジウム〉

今後の教員養成を展望する

— 教員養成高度化政策の多角的検討

..... 水 本 徳 明 1

〈依頼論文〉

アジア比較に基づく基礎教育課程の

「一貫制」に関する理論的・実践的研究（Ⅰ）

— 教育目標の「一貫制」をめぐるって—

..... 田 中 統 治 5

〈投稿論文〉

生徒の姿勢改善と主体的問題解決能力との関係

— 実践的姿勢教育を通して—

..... 加 藤 勇之助
横 尾 智 治
早 貸 千代子
岡 崎 勝 博
中 西 健一郎 19

「非連続型テキスト」読解能力を育成する手段としての

「地域安全安心マップ」の可能性

..... 山 田 雅 彦 39

〈研究動向〉

「国民史」を超える試み

— 歴史教科書の改善および

共通教材の作成に関する研究動向—

..... 國 分 麻 里 55

〈書評〉

佐藤博志・鞍馬裕美・末松裕基 著

『学校経営の国際的探究 —イギリス・アメリカ・日本—』

…………… 猿 田 真 嗣 75

桐谷正信 著

『アメリカにおける多文化的歴史カリキュラム』

…………… 唐 木 清 志 83

〈図書紹介〉

浜田博文 編著『学校を変える新しい力』

…………… 井 上 正 允 89

谷川彰英 著

『地名に隠された「東京津波」』

…………… 伊 藤 純 郎 93

〈学会彙報〉（平成25年1月～12月） …………… 97

〈筑波大学教育学会会則・諸規程〉 …………… 100

筑波大学教育学会会則

筑波大学教育学会役員選出規程

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

『筑波教育学研究』投稿規程

〈編集後記〉 …………… 107

学会彙報（平成25年1月～12月）

平成25年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

I. 第11回大会

平成25年3月9日（土）に筑波大学附属駒場中・高等学校を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には12件の発表があり、午後からは「今後の教員養成を展望する－教員養成高度化政策の多角的検討」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者はおよそ60名であった。なお、大会期間中に理事会と総会が開催された。

〈自由研究発表会〉

第1分科会 司会 手打 明敏（筑波大学）

1. 1989年の高等学校社会科解体の意味と機能
－社会科解体に関する言説のレトリック分析と
教師のライフヒストリーの視点から－
村井 大介（筑波大学大学院人間総合科学研究科）
2. 香港の教育課程改革と学校評価の特徴に関する研究
野澤 有希（筑波大学大学院人間総合科学研究科）
3. 学習指導要領の作られ方と活かし方を考える
梶山 正明（筑波大学附属駒場中・高等学校）
4. 学校第三者評価の制度設計をめぐる課題
窪田 眞二（筑波大学人間系）

第2分科会 司会 樋口 直宏（筑波大学）

1. 短期大学学生の自己評価と短期大学進学後のアンケート回答の研究
－短期大学学生に関する調査研究2012年 JJCSS2012 調査
全体集計結果報告クロス集計の分析－
落合 一浩（一般財団法人短期大学基準協会）

2. 実践報告・『論語』の一節をもとにエッセイを書く学習指導
秋田 哲郎（筑波大学附属中学校）
3. 実践的姿勢教育の学習効果と主体的問題解決能力との関係
加藤 勇之助（筑波大学附属駒場中・高等学校）
4. アジア比較に基づく基礎教育課程の「一貫制」に関する
理論的・実践的研究（Ⅰ）
— 論点の整理を中心に —
田中 統治（筑波大学人間系）

第3分科会 司会 長田 友紀（筑波大学）

1. 「国語能力表」に関する一考察
— 『東京都小学校教育課程（第一次案）国語科の部』との
対照比較を手がかりに —
村松 遼太（筑波大学大学院人間総合科学研究科）
2. 明治後期における文法教育の位置づけの変化
— 中学校教授要目の規定の分析を通して —
勘米良 祐太（筑波大学大学院人間総合科学研究科）
3. 明治20年代における「国語」と「古典」
八木 雄一郎（信州大学）
4. 「生活綴方教育」の前史の検討
— 鈴木三重吉の場合 —
飯田 和明（筑波大学附属中学校）

◇シンポジウム

『今後の教員養成を展望する—教員養成高度化政策の多角的検討』

- シンポジスト : 小島 弘道（龍谷大学）
藤井 穂高（東京学芸大学）
奥村 準子（筑波大学附属坂戸高等学校）
- 司会 : 水本 徳明（筑波大学教育学系）

Ⅱ．機関誌の発行

機関誌『筑波教育学研究（Tsukuba Journal of Education Studies）』11号を3月9日に発行した。

Ⅲ．会報の発行

第23号を6月15日に、第24号を12月15日にそれぞれ発行した。

Ⅳ．ホームページの更新

2月28日、5月28日、12月3日にホームページの更新を行った。学会ホームページ URL は以下の通りである。

<http://www.human.tsukuba.ac.jp/education/institute/tsukuedu/>

Ⅴ．12月末現在の会員数：322名

筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

平成24年3月10日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については3,000円とする。

第6条（入会） 本会に入会しようとするものは入会申込書に必要事項を記入し、1年分の会費とともに本会に提出しなければならない。

第7条（退会） 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、退会届を本会に提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失） 会費を4年度以上滞納した会員は、会員の資格を失うものとする。

2 前項によって会員資格を喪失したもので、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を許可することができる。

第9条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第10条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第12条（研究奨励賞選考委員会） 本学会に研究奨励賞選考委員会をおく。選考委員会規程については別に定める。

第13条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第14条（事務局） 本学会は、事務局を〒305-8572 茨城県つくば市天王台
1-1-1, 筑波大学人間系学系棟内（教育学域）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可
決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決さ
れた改正については、平成20年3月22日、第10回総会において可決された
改正については、平成24年3月10日より施行する。ただし、第8条につい
ては平成25年4月1日より施行する。

筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

平成24年3月10日一部改正

第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学会役員選挙規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に行われる。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

第2款 理事、役員の選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

- (1) 会員による投票により選出された理事 10名
- (2) 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は役員選出規程第5条第1号によって選出された理事による無記名単記投票で互選する。

2 同点者の生じた場合は、抽選を行う。

第10条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の

理事を委嘱する。

第3款 顧問、幹事、監査の選出

第11条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4款 選挙管理委員会

第12条 役員選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第13条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については平成19年3月17日、第10回総会において可決された改正については平成24年3月10日より施行する。

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回（3月）とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し、本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年の年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文原稿は、原則として「ワード」または「一太郎」を使用し、横書き、A4判用紙1頁あたり40字×30行で作成し、図版・注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは8月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部及び原稿を保存した電子媒体（CD等）を送付するものとする。原稿及び原稿を保存した電子媒体（CD等）は原則として返還しない。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定第3項－第6項に準拠する。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿は、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

記

〒305-8572

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学人間系教育学域内

筑波大学教育学会編集委員会

編集後記

私たちの身の回りでは、天体の運行に由来する数のシステムが利用されています。特に、「十二支」や「還暦」にみられるように、12という数が一つの区切りとしての意味をもち、時間の単位として機能しています。

『筑波教育学研究』の第12号をお届けするにあたり、この機関誌が一つの区切りを迎えているとみて、創刊号以来の各号を手にとって、編集経過を振り返ってみました。2003年3月に新しい機関誌として創刊されて以来、これまでの編集委員の方々がエネルギーを注がれた各号にはそれぞれ特徴があり、様々な創意工夫と企画によって、年々内容が充実してきた様子が伺われます。その後、投稿論文の掲載数が減少傾向を示すなかでも、教育学の研究と実践、大学を取り巻く改革のあり方等をテーマにした興味深い特別寄稿や座談会の記録等が掲載されてきました。

しかしながら、ちょうど12の半分の第6号を境に、投稿件数の減少傾向が顕著になってきました。この投稿件数の減少傾向は変わらず、第12号への投稿件数は2件に止まりました。幸い、厳正なる審査とその後の査読者と執筆者との数回にわたるやり取りを経て、2件の投稿論文が掲載決定となりました。創刊号に11編の投稿論文があり、6編が掲載されていたことからみて、何らかの改革が必要なことは論を待ちません。教育学に関する学会誌や研究紀要等の研究発表の場が従来に比べて多様化、重層化しつつある今日、大学名を冠した本学会とその研究機関誌である『筑波教育学研究』の性格をどう位置づけるかがいま問われているのだと思います。

第12号では、これからの教員養成のあり方を展望した研究大会におけるシンポジウムについて、水本徳明先生にご報告いただくとともに、アジアとの比較という視点から基礎教育課程における「一貫性」の意義を問う最新の研究成果についての論文を、田中統治先生にご執筆いただきました。さらに、今回も、研究動向のレビュー論文、そして書評と図書紹介を各2編掲載することができました。お忙しい中ご執筆いただいた執筆者の先生方にお礼申し上げます。

本学会誌が成長していく上での次なる区切りは様々な考えられますが、会員の皆様がより投稿しやすいように編集委員会としても鋭意努力して参りたいと存じます。『筑波教育学研究』が充実した機関誌となり、教育学の発展に寄与できるよう、会員の皆様のますますのご支援とご協力を、また忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げます。

(清水美憲)

筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

清水 美憲 (筑波大学)
(yshimizu@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

飯田 浩之 (筑波大学)
岩間 秀幸 (日本大学)
上田 孝典 (筑波大学)
窪田 眞二 (筑波大学)
猿田 真嗣 (常葉大学)
瀬戸 健一 (北海道教育大学)
寺井 正憲 (千葉大学)
林 尚示 (東京学芸大学)
藤田 晃之 (筑波大学)

編集幹事

榎本哲士 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

筑波教育学研究 第12号

2014年3月8日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
印刷 株式会社いなもと印刷
電話 029(826)1221
